

ID: 224

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	長門市若者定住促進住宅条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第147号		
<p>【根拠条文】 (家賃の決定) 第10条 促進住宅の家賃は、立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、市長が定める。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日